

第4回近畿地方年金記録訂正審議会総会

日時：平成30年4月16日（月）16:00～16:35

会場：大阪第2法務合同庁舎5階 第五会議室

○大野会長

ただ今から、第4回近畿地方年金記録訂正審議会総会を開催いたします。

私は、会長の大野と申します。

私が、議長を務め議事進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、本日の総会及び総会資料について、近畿地方年金記録訂正審議会運営規則第9条の規定におきまして、「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる」とあります。

本日の議題は全て、特段、個人情報の保護や公開することによって本審議会の運営に支障をきたすような内容は含まれていないと判断できるため、非公開とする理由が認められませんので公開といたします。

次に、本日の総会の議事要旨及び議事録の公開についてですが、事務局は、本審議会の運営規則第12条第1項及び第2項の規定により本総会の議事要旨を作成し、総会資料と合わせて近畿厚生局ホームページで公開するとともに、同条第3項の規定に基づき、議事録を作成するとともに公開してください。

なお、同条第4項の規定により、議事録の署名人として、私のほかに吉井委員と今中委員の2名を指名します。

事務局は、議事録の整理ができ次第、私と吉井委員、今中委員により、確認の上、署名をもらってください。

吉井委員、今中委員には、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の総会の成立について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（勝木年金審査課長）

年金審査課長の勝木でございます。

本日の総会の成立の報告に先立ちまして、まず平成30年度の本審議会部会の体制についてご報告を申し上げます。

本審議会が発足された平成27年度以降の審議件数は当初の7割程度まで減少している現状に鑑みまして、部会の設置数については、7部会から5部会に変更となり、委員数が28名から20名となりましたことをご報告申し上げます。

それでは、本日の総会の出席委員数及び総会の成立についてご報告いたします。

地方年金記録訂正審議会規則第7条第1項において、「委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない」と規定されております。

本日の総会は、委員総数 20 名に対しまして 17 名の委員の方にご出席いただいております、地方年金記録訂正審議会規則第 7 条第 1 項の規定に基づき本総会が成立していることをご報告いたします。

○大野会長

それでは、本日の議事に先立ちまして、近畿地方年金記録訂正審議会の委員と本日出席の事務局職員の紹介をします。

事務局は、紹介をお願いいたします。

○事務局（繁畑課長補佐）

それでは、近畿地方年金記録訂正審議会の委員の方々をご紹介いたします。

資料 1 の「近畿地方年金記録訂正審議会委員名簿」をご覧ください。

恐縮ではございますが、席の順にお名前のみご紹介させていただきますので、ご起立をよろしくお願いいたします。

東 尚吾委員でございます。

伊月 圭子委員でございます。

井上 高和委員でございます。井上委員は、今回、新しく任命させていただきました。

今中 邦雄委員でございます。

井村 佐都美委員でございます。

大串 恵子委員でございます。

小牧 美江委員でございます。

震明 裕子委員でございます。震明委員は、今回、新しく任命させていただきました。

鈴木 哲委員でございますが、本日は欠席でございます。鈴木委員は、再任でございます。

大野 潤会長でございます。

関戸 一考委員でございますが、本日は欠席でございます。

田中 雅子委員でございます。田中委員は、再任でございます。

谷山 良子委員でございます。

中石 慶子委員でございます。

濱 和哲委員でございます。濱委員は、再任でございます。

藤原 郁子委員でございます。

山下 大委員でございますが、本日は欠席でございます。

吉井 寛委員でございます。

吉岡 奈美委員でございます。吉岡委員は、再任でございます。

渡辺 善雄委員でございます。

以上、近畿地方年金記録訂正審議会の委員総数は、20 名でございます。

続きまして、事務局の出席者についてご紹介いたします。

近畿厚生局長の塚原 太郎でございます。

年金管理官の吉田 智でございます。

年金審査課長の勝木 修でございます。

同じく、年金審査課で調査総括を担当いたします、課長補佐の藤井 宣昭でございます。

そして、私は年金審査課の管理を担当いたします、課長補佐の繁畑 小百合と申します。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○大野会長

ありがとうございました。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

【議題1 会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について】

○大野会長

議題1「会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（勝木年金審査課長）

本審議会の「会長代行」並びに「部会に属すべき委員」及び「部会長」の指名についてご説明いたします。

お手元の緑のファイル資料集の243ページをご覧ください。

地方年金記録訂正審議会規則第5条第3項において、会長代行につきまして「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う」とされています。

また、同規則第6条第2項においては、「部会に属すべき委員等は、会長が指名する」とあり、同条第3項においては、「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する」とされています。

よって、会長は、本審議会の「会長代行」並びに「部会に属すべき委員」及び「部会長」について指名をお願いします。

○大野会長

それでは、私が「会長代行」「部会に属すべき委員」及び「部会長」を指名しますので、しばらくお待ちください。

○大野会長

それでは、再開します。

「会長代行」「部会に属すべき委員」「部会長」の指名をします。

事務局は、「会長代行、部会に属すべき委員及び部会長一覧」を委員の皆様に配付してください。

ただ今配付しました資料「会長代行、部会に属すべき委員及び部会長一覧」をご覧ください。

まず、関戸 一考委員を会長代行に指名します。

関戸会長代行におかれては、本日は欠席でございますので、私が出席できない場合や委員の改選期など、会長が欠けたときは、会長代行としての職務をお願いするというのを、関戸委員に後日、連絡いたします。

続いて「部会に属すべき委員」及び「部会長」を指名します。

本審議会には、5つの部会を設置することとし、第1部会は、中石委員、伊月委員、鈴木委員と私の4名で構成することとし、部会長は私とします。

第2部会は、濱委員、藤原委員、大串委員、吉井委員の4名で構成することとし、部会長には濱委員を指名します。

第3部会は、関戸委員、井村委員、山下委員、田中委員の4名で構成することとし、部会長には関戸委員を指名します。

第4部会は、東委員、震明委員、渡辺委員、小牧委員の4名で構成することとし、部会長には東委員を指名します。

第5部会は、井上委員、今中委員、吉岡委員、谷山委員の4名で構成することとし、部会長には井上委員を指名します。

委員の皆様におかれては、ただ今指名させていただきました部会長の下で、近畿厚生局長から諮問のあった年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

また、審議会は、近畿地方年金記録訂正審議会運営規則第2条の規定に基づき、必要の都度、私が招集することとなりますのでよろしくお願いいたします。

【議題2 平成29年度 部会開催状況について】

○大野会長

続きまして、議題2「平成29年度 部会開催状況について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（勝木年金審査課長）

それでは、事務局から説明させていただきます。

失礼して、座って説明させていただきます。

資料2をご覧ください。

1 ページには、平成 29 年度の近畿地方年金記録訂正審議会における、年金記録訂正請求に係る部会の開催状況を記載しております。

また、2 ページから 8 ページには、各部会の開催状況をそれぞれ記載しております。

まず、1 ページの部会開催の回数でございます。全体として平成 29 年度は、129 回開催いたしました。近畿地方年金記録訂正審議会として 7 つの部会が設置されていまして、1 部会当たりの開催は約 18 回となり、前年度に比べ 4 回減少しております。

次に、付議件数でございますが、全体として 389 件付議させていただき、1 回の部会で平均約 3 件の審議をいただいた状況でございます。

議決件数は、全体で 375 件・1 審議当たり約 3 件の議決をいただき、訂正が必要と判断されたものが 266 件・71%、訂正が不要と判断されたものが 109 件・29%となっており、却下されたものはございませんでした。

なお、9 月の付議件数及び議決件数が多くなっておりますが、これは、ある事業所の育児休業中の従業員に係る賞与の届け出漏れによる記録訂正があったことによるものです。

また、資料からは確認できませんが、平成 28 年度から繰越した事案は 82 件ございましたが、平成 29 年 8 月で繰越した事案全てについて処理が終了していることをご報告申し上げます。

2 ページと 3 ページを見ていただきたいのですが、1 部会と 2 部会の議決内訳で訂正が必要と判断された割合が、他の部会に比べ少ない状況にあります。これは、給与等の振込口座などの周辺事情から保険料の控除を推認し、特例法の認定基準での訂正を行う厚生年金に関する事案よりも、訂正を行うための客観的な資料等が少ない国民年金に関する事案を多く審議していただいているのが要因でございます。

1 ページに戻っていただきまして、審議において継続となった事案でございますが、全体で 14 件ございました。そのほとんどが口頭意見陳述の実施と確認等によるもので、実施については、来所によるものが 3 件、電話によるものが 3 件、合わせて 6 件について口頭意見陳述が行われました。

最後に、委員の部会への出席率でございますが、99.4%と非常に高い出席率でございます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、部会審議にご尽力いただきましたことを、この場をお借りしまして、お礼申し上げますとともに、平成 30 年度におきましても、引き続きご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

私からの説明は以上です。

○大野会長

ありがとうございました。それでは委員の皆様から、ご質問やご意見を頂戴したいと思います。

何か質問ございませんでしょうか。

○大野会長

それでは、特に、ご質問やご意見がないようでしたら、以上で議題2を終了いたします。

【議題3 その他】

○大野会長

それでは、議題3「その他」として、「年金記録の訂正手続きに係る地方厚生（支）局担当者会議について」事務局は、説明をお願いします。

○事務局（勝木年金審査課長）

それでは説明させていただきます。

資料3をご覧ください。

平成30年1月10日に厚生労働省で開催されました「年金記録の訂正手続きに係る地方厚生局担当者会議」のものでございます。

なお、この資料は、平成29年12月26日の「第5回社会保障審議会年金記録訂正分科会」に提出されたものから抜粋し、参照しやすいよう説明順に並べておりますので、左上の番号がランダムになっておりますことをご了承ください。

ではまず、2ページをご覧ください。訂正請求の受付状況でございます。総務省の確認申立時期の平成19年度から26年度、次の3ページに平成27年度から29年度上期の訂正請求の受付件数の推移が掲載されています。平成22年度より減少傾向にあり、22年度の59,912件に対し、28年度にはその10分の1以下である5,292件になっております。

なお、資料にはございませんが、近畿厚生局における受付件数も、日本年金機構の処理分を除き、平成27年度が430件、これに対し平成28年度は277件となり対前年度比で64.4%と、減少傾向にございます。

次に4ページをご覧ください。請求内容の事案類型でございます。平成27年度に比べ28年度の国民年金や脱退手当金に関する訂正請求件数は減少していますが、厚生年金事案では、標準賞与額及び標準報酬月額に係る訂正請求件数が増加しており、平成28年度は厚生年金事案全体の75.8%を占めております。

5ページ右のグラフをご覧ください。下の厚生年金の請求期間、時期別の円グラフを見ていただければ、平成15年4月以降の厚生年金事案の受付件数が多くなっているのが分かります。

これは、平成15年4月に総報酬制が導入され、年金給付に反映する、標準賞与額に係る訂正請求が多くなっているのが原因と考えられます。

次の6ページをご覧ください。平成28年度の処理事案の合計件数は、5,703件となっており、厚生局で処理した件数、いわゆる訂正審議会の答申を受けて決定した件数が2,301件で、日本年金機構の処理事案の件数は3,402件となっております。

なお、日本年金機構の処理事案は、標準賞与額等の事業主からの一括請求が多くを占めていると思われます。

次に、7ページ下の円グラフをご覧ください。厚生局処理事案の制度別、処分別の状況でございますが、厚生年金の個別請求事案では、全期間訂正が52.3%、一部期間訂正が10.7%、不訂正が36.9%となっており、厚生年金の一括請求事案では、全期間訂正が84.0%、一部期間訂正が7.7%、不訂正が8.3%となっています。

厚生年金の事案では、全期間及び一部期間が訂正される事案が、多くなっていることが、お分かりいただけると思います。

8ページ下左側の円グラフをご覧ください。厚生年金適用法別の訂正状況でございますが、事業主からの一括請求や、何らかの資料から保険料控除が推認できる、厚年特例法による訂正が標準賞与額75.6%、被保険者期間13.4%、合計で89.0%と多くを占めている状況でございます。

再度、7ページ下の円グラフをご覧ください。国民年金事案では、全期間訂正が10.5%、一部期間訂正が3.4%、不訂正が85.9%となっており、脱退手当金事案では、全期間訂正が4.8%、不訂正が95.2%となっています。

これは、国民年金に関する事案及び厚生年金の脱退手当金に関する事案は、資料や周辺事情などが少ない事案については、訂正にまで至っていない状況であると考えられます。

次に9ページをご覧ください。平成28年度末における処理中事案の状況でございますが、日本年金機構の受付処理段階が平成27年度1,399件に対し28年度799件、厚生局処理事案は平成27年度842件に対し28年度528件、その内、地方厚生局の調査・審査段階が487件、地方年金記録訂正審議会に諮問段階が40件となっております。

近畿厚生局の処理中事案の状況は、括弧内の数字でございます。調査・審査段階が60件、審議会に諮問段階が18件となっております。

次に10ページ下の表をご覧ください。口頭意見陳述の実施状況でございますが、平成28年度は、全国で62件に対し近畿では29件と約半数を占めており、その内訳としまして、来所によるものが19件、残りの10件が電話により実施されたものです。

次に11ページをご覧ください。厚生局処理事案に係る処理期間の状況でございますが、平成28年度につきましては、処理日数の全厚生局平均が104.9日のところ近畿は119.0日。近畿の合計件数295件の内、処理期間103日以内が130件で44%でございました。

しかしながら、平成29年度上期につきましては、処理日数の全厚生局平均が80.2日のところ、近畿は78.5日。近畿の合計件数236件の内、処理期間103日以内が188件で80%と良好に推移しております。

続きまして12ページをご覧ください。審査請求の受付・処理件数です。平成28年度は、合計167件で、表にはございませんが、近畿厚生局分は26件となっております。

平成29年度上期の合計は33件と半年分とはいえ28年度と比べ大幅に減少しております。この内、近畿厚生局分は7件となっております。

次に 13 ページの訴訟の状況です。平成 29 年 9 月 30 日時点の状況ですが、厚生年金事案 14 件、国民年金事案 5 件、脱退手当金事案 3 件で、合計 22 件であり、資料にはございませんが、近畿厚生局分は厚生年金事案 1 件、国民年金事案 2 件、脱退手当金事案 1 件で、合計 4 件となっております。

なお、近畿厚生局分の 4 件のうち、3 件につきましては、既に判決言い渡しが行われ、国側が勝訴いたしました。

ただ、その後、新たに 2 件の提訴がございまして、今日現在、3 件の厚生年金事案を抱えております。

以上が、厚生労働省において実施されました担当者会議における資料の説明となります。

なお、冒頭申し上げましたとおり、全国的に訂正請求の受付件数が減少傾向にあることから、当審議会部会につきましては 5 部会に見直されたわけですが、これに伴い、近畿厚生局年金審査課の職員も見直しを行いました。

したがいまして、これまで以上に円滑に業務を進める必要があることから、各部会の審議につきましても、より効率的かつ適正に行いたいと考えているところでございます。

後ほど、各部会に分かれて打ち合わせをしていただきますので、その際、班長から部会の運営につきまして、ご相談させていただきたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、引き続き、当部会にお力添えを賜りますようお願いを申し上げます、私からの説明を終わらせていただきます。

○大野会長

ありがとうございました。それでは委員の皆様から、ご質問を頂戴したいと思います。何か質問ございませんでしょうか。

○大野会長

特に、ご質問がないようでしたら、以上で議題 3 を終了いたします。

それでは本日予定していました議題は全て終了いたしました。

これをもちまして、第 4 回近畿地方年金記録訂正審議会総会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

(以上)